

会 議 録

会議の名称	茨木市建設事業評価委員会
開催日時	平成28年1月18日(月) 午後5時30分開会・午後7時00分閉会
開催場所	市役所南館8階 会議室
議長	【委員長】澤木 昌典(大阪大学大学院教授)
出席者	<p>【委員】(50音順)</p> <p>猪井 博登(大阪大学大学院准教授)</p> <p>木村 正文(茨木商工会議所専務理事)</p> <p>延原 理恵(京都教育大学准教授)</p> <p>【市】</p> <p>大塚 康央(副市長)</p> <p>上田 利幸(建設部長)</p> <p>中井 教純(建設部下水道総務課長)</p> <p>古谷 裕二(建設部下水道施設課長)</p> <p>松野 勇治郎(建設部下水道総務課計画係)</p>
欠席者	式 王美子(立命館大学政策科学科准教授)
事務局職員	企画財政部政策企画課長、政策企画課行政経営係長1、係員1
開催形態	公開(傍聴者1人)
議題(案件)	<p>(1) 「茨木市における総合的な下水道整備の推進」の事後評価について</p> <p>(2) 「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」の事後評価について</p>
配布資料	<p>【資料1】社会資本整備総合交付金事業の概要と事後評価制度</p> <p>【資料2】事業評価説明資料</p> <p>【資料3-1】社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進」</p> <p>【資料3-2】社会資本総合整備計画「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」</p> <p>【資料4-1】事後評価方法書「茨木市における総合的な下水道整備の推進」</p> <p>【資料4-2】事後評価方法書「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」</p> <p>【資料5-1】事後評価原案の公表「茨木市における総合的な下水道整備の推進」</p> <p>【資料5-2】事後評価原案の公表「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」</p> <p>【資料6-1】事後評価報告書「茨木市における総合的な下水道整備の推進」</p> <p>【資料6-2】事後評価報告書「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大塚副市長	【あいさつ】
小西課長	【当委員会委員、出席者の紹介】
各委員	【委員会設置要綱第4第1項の規定に基づき、委員の互選によって、澤木委員を委員長に選出】
澤木委員長	【あいさつ】
澤木委員長	職務代理に猪井委員を指名する。本日の委員の出席状況の報告を、事務局に報告を求める。
小西課長	会議については、委員会規則第6第2項により委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないが、本日は5名中4名の委員が出席されているので、会議は有効に成立している。
澤木委員長	会議の公開について、事務局に説明を求める。
小西課長	【会議の公開について説明】 (1) 会議開催にあたっては、個人に関する情報を審議する場合を除き、公開が原則である。 (2) 会議資料は、傍聴人に閲覧させ、配布することができる。
澤木委員長	事務局からの説明について、各委員に意見を求める。
各委員	異議なし。
澤木委員長	委員会として会議を公開すると決定したので、傍聴者の入室を許可する。
	【傍聴者入室】
澤木委員長	会議録及び会議資料の公開について、事務局に説明を求める。
小西課長	【会議録及び会議資料の公開について説明】 (1) 会議録は、発言内容等を要約したものを公開する。 (2) 発言者については、名前を表記する。 会議録の公表に当たっては、各委員に事前内容を確認してもらう。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
澤木委員長	事務局からの説明について、各委員に意見を求める。
各委員	異議なし。
澤木委員長	本日の会議資料について、事業担当課に確認を求める。
松野係長	【配布資料の確認】
澤木委員長	社会資本整備総合交付金の概要と事後評価制度について、事業担当課からの説明を求める。
松野係長	<p>【社会資本整備総合交付金の概要と事後評価制度について説明】</p> <p>○社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を原則廃止し、従来の補助金事業を1つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されたものである。（資料1、2頁）</p> <p>○交付対象事業は、施策目的実現のため、基幹的な事業（A事業）のほか、関連する社会資本整備事業（B事業）や基幹事業の効果を一層高めるソフト事業を含めた幅広い事業（C事業）が対象となる。（資料1、3頁）</p> <p>○平成27年度に事後評価を実施する社会資本総合整備計画の構成について、本日審議する「茨木市における総合的な下水道整備の推進」及び「茨木市における総合的な下水道整備の推進（防災・安全）」は前年度に終了し、それぞれA事業とC事業で構成される。</p> <p>また、第2回の建設事業評価委員会で審議する「千提寺地区都市再生整備計画」は今年度が最終年度で、A事業のみの構成であり、「JR茨木駅南地区における大規模工場跡地の土地利用転換を契機とした、都市基盤施設の整備と交流・学習拠点の創出」は今年度が最終年度で、A事業とB事業で構成される。（資料1、4頁）</p> <p>○事後評価の目的は、事業の成果等を客観的に診断し、今後のまちづくりを適切な方向で実施するとともに、事業の成果を住民にわかりやすく説明することである。事後評価の実施時期は、交付期間の終了後または最終年度中である。（資料1、5頁）</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>○事後評価の内容は、社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の進捗状況、事業効果の発現状況、評価指標の最終目標値の実現状況及び今後の方針の4項目について国から示されているが、その具体的な手法は事業主体に委ねられている。</p> <p>そのため、今回の事後評価では、まちづくり交付金評価の手引を活用している。評価の手引きには、あらかじめ事後評価方法書を作成し、それに従って評価を実施するものとされている。また、事後評価実施時に計測ができない指標や関連する事業が未完成の指標は、見込値で評価しており、「千提寺地区の整備計画」及び「JR茨木駅南地区の整備計画」については、事業完了後の翌年度以降にフォローアップを実施する予定である。(資料1、6～7頁)</p> <p>○事後評価の実施フローは、まず、事後評価方法書を作成し、事後評価の骨子を定める。次に、庁内検討会議にて成果の評価、実施課程の評価、効果発現要因の整理及び今後のまちづくり方策について整理を行い、それらの検討を踏まえて事後評価シート(原案)を作成し、11月上旬から1ヶ月間パブリックコメントを実施した。評価の透明性、客観性等を確保するため、本委員会の審議を経て、事後評価結果をとりまとめ、最終的には国への報告及び事後評価結果を公表する。なお、現時点で評価指標が確定値で無い場合は、来年度以降にフォローアップを実施し、その結果を公表する。(資料1、8頁)</p> <p>○茨木市建設事業評価委員会の役割は、数値目標の達成状況や数値目標以外の指標による効果発現等をふまえて審議し、建設事業の効率性やその実現過程における透明性の向上を図ることである。</p> <p>茨木市建設事業評価委員会の審議事項は、「成果の評価」、「指標ごとの効果発現要因」、「今後のまちづくり方策等」である。なお、「千提寺地区の整備計画」及び「JR茨木南地区の整備計画」につきましては、フォローアップ計画も審議対象となる。(資料1、9頁)</p>
澤木委員長	事業担当課からの説明について、各委員に意見を求める。
各委員	異議なし。
澤木委員長	議事について、審議を2回に分け、本日は下水道に関する2つの計画について審議を行い、次回にまちづくりに関する2つの計画について審議する。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
松野係長	<p>本日審議する議事の1と議事の2について、一括して事業担当課からの説明を求める。</p> <p>【(1)「茨木市における総合的な下水道整備の推進」の事業評価について】 【(2)「茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)」の事業評価について】</p> <p>○整備方針箇所図と整備事業概要について(資料2、2～6頁) 茨木市における総合的な下水道整備の推進では、「安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造すること」を目標として、污水管渠整備事業を行なった。市街化区域は概ね事業が完了しているため、整備箇所は、主に山間部などの市街化調整区域である。 茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)では、「安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造すること」を目標として、雨水管渠整備事業、浸水対策事業(ソフト対策)、合流管渠整備事業、長寿命化対策、地震対策、合流式下水道改善事業、下水道システムの再構築化と7つの事業項目を行った。整備箇所は、市内全域である。</p> <p>○社会資本総合整備計画の整備方針について(資料2、7～8頁) 茨木市における総合的な下水道整備の推進の整備方針では、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上が計画の目的であり、成果目標として指標1「下水道処理人口普及率を増加させる」と定め、污水管渠整備事業を行った。 茨木市における総合的な下水道整備の推進(防災・安全)の整備方針では、生活環境の改善等に加え、浸水の防除、下水道施設の老朽化対策及び耐震化対策が計画の目的であり、生活環境の改善等は、指標1の成果目標に向け、合流管渠整備事業を行った。浸水の防除は、指標2「下水道による都市浸水対策達成率を増加させる」と定め、合流管渠整備事業と雨水管渠整備事業を行った。また、浸水対策事業(ソフト対策)、長寿命化対策、地震対策、合流式下水道改善事業、下水道システムの再構築化といった整備事業は、成果目標を定めていない事業であるが、計画の目的達成のために実施した。</p> <p>○数値目標の達成状況と効果発現要因の整理(資料2、9～13頁) 指標1の「下水道処理人口普及率」は、総人口のうち下水道を利用できる人口の割合で算定しており、従前値98.8%、目標値99.5%</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>に対して評価値が99.3%であったため数値目標に達成しなかった。目標未達成の要因は、関連公共工事の遅れや埋設許可等の協議に必要以上に時間を要したためである。</p> <p>指標2の「下水道による都市浸水対策達成率」は、浸水対策を実施すべき面積のうち、浸水対策完了済み面積の割合で算出しており、従前値33.0%、目標値35.1%に対して評価値が34.9%であったため数値目標に達成しなかった。目標未達成の要因は、開発事業者による整備済み下水道雨水施設の帰属遅れ等によるが、本施設は、平成28年3月に帰属予定であるため1年以内の達成見込みである。</p> <p>○成果の評価について（資料2、14頁）</p> <p>定性的な効果発現状況として、以下の3点を挙げる。</p> <p>1つ目は、污水管渠及び合流管渠の整備等により、生活環境の改善と公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上が図れた。</p> <p>2つ目は、下水道施設の老朽化対策により、下水道施設の延命化によるサービスの持続と下水道施設に起因する事故の未然防止が図れた。</p> <p>3つ目は、下水道施設の耐震化対策により、地震に対する安全度の向上が図れた。</p> <p>○今後のまちづくり方策の検討について（資料2、15～17頁）</p> <p>下水道の課題の変化では、以下の4点を挙げる。</p> <p>1つ目は、污水整備により、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全が図れた。</p> <p>2つ目は、雨水整備により、一部の地域で浸水の防除が図れた。</p> <p>3つ目は、耐用年数を迎えた下水道施設の調査を行い、長寿命化計画を策定して計画的に改築更新を図った。</p> <p>4つ目は、効率的かつ効果的に耐震化を図るために下水道総合地震対策事業計画を策定した。</p> <p>今後の下水道整備方針では、以下の4点を挙げる。</p> <p>1つ目は、未整備箇所の污水整備を行い、更なる下水道処理人口普及率の向上を図る。</p> <p>2つ目は、地域と期間を限定した雨水整備を行い、都市浸水対策達成率の向上を図るとともに、ソフト・自助の促進による被害の最小化に向けた総合的な浸水対策に取り組む。</p> <p>3つ目は、下水道施設の老朽化対策として、新たに数値目標を掲げ、計画に基づき下水道施設の更なる長寿命化対策を図る。</p> <p>4つ目は、下水道施設の耐震化対策として、新たに数値目標を掲げ、</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>計画に基づき下水道施設の耐震化を図るとともに、下水道BCPの策定に取り組む。</p> <p>○パブリックコメントの実施について（資料2、18～19頁） 意見等募集期間は、平成27年11月4日から12月3日であり、意見提出はなかった。</p> <p>○今後のスケジュール（資料2、20～21頁） 評価結果の公表等に向けたスケジュールは、本日の審議内容を踏まえ、事後評価結果として事後評価報告書を公表する。</p>
澤木委員長	<p>事業担当課からの説明について、各委員に意見を求める。主な審議項目は、事後評価報告書における「成果の評価」、「効果発現要因」、「今後のまちづくり方策」である。</p>
猪井委員	<p>今後の汚水整備では、市街化調整区域においても実施していくとのことだが、すべての地域に対して下水道で整備していくことは困難と考える。今後の人口減少等の見通しから居住誘導を計画する立地適正化計画を踏まえ、地域を定めて汚水整備を実施していく方針も考えられる。今後の汚水整備方針と立地適正化計画との関連性について説明を求める。また、老朽化の問題として、例えば、他市では鉄道敷を横断した埋設施設の状況が十分に把握出来ていない事例がある。老朽化対策について、どのように実施していくのか説明を求める。</p>
大塚副市長	<p>立地適正化計画は、市街化区域内を対象に都市機能を含め居住誘導すべきかどうか計画するものであり、市街化区域内の下水道はほぼ完了している。また、立地適正化計画では、居住や事業活動を緩やかに誘導するものであり、生活基盤を形成する下水道において事業方針を変更するまでには至らないと考える。ただし、新たに大規模な事業を行う際には、地域特性を踏まえて整備手法を決定し、生活環境の改善に努める。</p>
古谷課長	<p>老朽化対策は、平成21年度から地域防災計画にある緊急交通路47.2kmの調査を行った。そのうち目視確認が出来ない6.4kmについては、カメラ調査を行い、約700mについて改築更新が必要と判定した。今年度で緊急交通路の改築更新は完了するので、今後は、緊急交通路以外の老朽化した管渠について、改築更新を行っていく。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
木村委員	資料2のP4整備事業の概要について、松沢排水区污水管渠整備事業及び勝尾寺排水区污水管渠整備事業の実績率が0%であるが、数値指標の未達成の要因として記載する必要はないか。
松野係長	当該事業は、局所的な汚水の取り残しを解消する事業であり、数値指標の下水道処理人口普及率にはほとんど影響しない。数値目標未達成の主な要因である車作排水区管渠整備事業を総合所見として記載している。
木村委員	今後のまちづくり方策について、下水道の課題の変化では、「生活環境等が図れた」となっており、課題が全て解消したような記載になっている。下水道の課題の変化は、事業実施により達成したことを記載し、今後の下水道整備方針には、達成できなかった課題への取組みを記載すべきではないか。
松野係長	課題の変化について、記載内容を検討する。
上田部長	課題の変化にある老朽化対策及び耐震化対策について、課題が変化してきたという記載へ変更する。
延原委員	資料2のP6整備事業の概要にある茨木市公共下水道総合地震対策事業の業務内容は、計画策定とのことだが、計画と実績で大きく差がある。計画策定だけでも費用が膨らんでいる中、今後どのように耐震化対策に取り組んでいくのか説明を求める。
古谷課長	下水道総合地震対策計画は、平成26年度に国の承認をもらい、耐震化を図る下水道施設を対象として、緊急交通路等の重要な幹線126kmを設定した。そのうち9kmは耐震性が確保されていない状態である。耐震化対策の事業費は膨大なため相当な年数を要するが、適正な耐震化対策を図っていく。また、下水道BCPについてもH29年度に完成させる。
猪井委員	資料2のP17浸水の防除について、地域と期間を限定した雨水整備とはどういうことか。また、ソフト・自助の促進とは具体的にどういったものか併せて説明を求める。
松野係長	地域と期間を限定した雨水整備については、浸水の防除に向けて効果的に雨水整備を行うために、整備箇所を選択し、集中して雨水整備を行うので地域と期間を限定した雨水整備としている。 ソフト・自助の促進については、例えば、平成26年度に公表し、各戸に配

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	布した内水ハザードマップ、各家庭に設置する雨水貯留タンクの設置補助、土のうの配布等がある。このような対策を今後も行っていく。
澤木委員長	地域と期間を限定した雨水整備について、限定という表現は、あまり好ましくないため記載を変更されたい。
澤木委員長	社会資本総合整備計画の事業実施箇所は、優先度で判断しており、事業が実施されれば目標値に達するという解釈でよろしいか。
上田部長	そのとおりである。
澤木委員長	効果発現要因について、報告書ではどのように説明しているか。
松野係長	指標1の下水道処理人口普及率は、資料6-1の様式2-1の総合所見に記載している。また、数値指標の未達成要因の事業である車作排水区污水管渠整備事業は、平成28年7月頃を予定しており、1年以内の達成見込みはなしとしている。指標2の都市浸水対策達成率については、開発事業者からの帰属が平成28年3月なので1年以内の達成見込みとしている。
澤木委員長	今後のまちづくり方策について、下水道に関する2つの計画で共通した整備方針内容が含まれているが、このような記載で問題ないか。
上田部長	下水道に関する2つの計画は、もともと1つの計画から雨水対策や地震対策等の事業を切り出して2つの計画になっており、計画の整備方針についても一部共通した内容なので少しわかりづらい記載になっている。
猪井委員	合流式の排除方式であれば、降雨時などの流入量が多い場合、未処理水が川などに流れることが一般的に起こるが、茨木市は対策しているのか。
上田部長	本市の下水道整備は、2市以上にまたがる流域関連公共下水道を採用しており、汚水処理については、大阪府の下水処理場で実施している。このため合流式下水道の場合、計画汚水量の3倍までを下水処理場に送り、それ以上は公共用水域へ放流することとなるが、本市では遮集管を整備し雨天時の未処理下水の放流回数を削減し公衆衛生上の安全確保に努めると共に、本市の管理しているポンプ場においては、夾雑物の除去を目的にスクリーンの目幅を縮小した。大池ポンプ場の遮集量を増加し、公共用水域の汚濁負荷量を削減するための汚水ポンプ増設が残っているが、これは受入れ先である大阪府

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
澤木委員長	<p>の下水処理場での合流改善事業が遅れているためである。</p> <p>以上、本日の意見等を踏まえ、事業担当課には、事後評価報告書の修正をお願いします。それでは、本日の議事は終了とする。次回の委員会の開催について、事務局からの説明を求める。</p>
小西課長	<p>次回の日程は、2月12日（金）午後5時30分から、場所は市役所南館8階にて開催する。まちづくりに関する2つの計画である千提寺地区とJR茨木駅南地区についての審議になる。</p>
澤木委員長	<p>それでは、本日の会議はこれをもって終了とする。長時間にわたりご協力をいただき、お礼を申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>